第4章 具体的な取組事項

※各取組の担当課は、それぞれの最後に()書きしています。

第1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的 な活動を促進する(重点目標1)

1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

(1) 広報・啓発の充実

犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針^{*45} などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報提供を行います。

(県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課)

(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供

① 広報紙等による情報の提供

県民や事業者の防犯意識を高めるため、交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」 **46 や「交番・駐在所速報」 **47 の内容を一層充実させ、犯罪の発生情報などをタイムリーに提供するとともに、テレビやラジオ等のメディア、市町村広報紙等を活用して幅広い情報の提供を行います。

(地域課)

② 「あんしんFメール」による不審者等の情報の提供

県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに手に入れられるよう、県 民に対して、携帯電話を活用した情報の提供(あんしんFメール)を行います。

(少年女性安全対策課)

- ※45 **防犯上の指針・・・**「学校等における児童等の安全の確保のための指針」、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の4つの指針をいいます。
- ※46 ミニ広報紙・・・地域住民のニーズに応じた地域安全情報を身近な話題として伝えるため、警察署や交番、駐在所で、県 民の皆さんの住む地域を担当する警察官が毎月発行する「新聞」をいいます。
- ※47 **交番・駐在所速報・・・**交番・駐在所から迅速に伝達したい地域安全情報を簡潔に記載して、人目につきやすい場所にポスターのように掲示して情報を提供するものをいいます。地域で発生した事件事故の発生速報や 迷子の手配などを内容としたものが多く、随時発行しています。

③ ホームページを活用した犯罪情報等の提供

県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、警察のホームページにより、 県民に対して、県内の犯罪情報や不審者情報などを提供します。

(生活安全企画課)

④ 効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供

夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯 効果のある機器などについての情報を県民や事業者に提供します。

(県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

⑤ 悪質商法等に関する情報の提供

公的機関を装って振り込みを求められるなどの架空請求^{※48}、不必要な住宅のリフォームを執拗に迫られるなどの悪質商法^{※49}に関し、県民が被害に遭わないよう、広報紙やホームページなどにより、県民に対して、情報の提供を行います。

(県民生活・男女共同参画課)

2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

(1) 広報・啓発の充実

① 様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動

犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。

(県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課)



特殊詐欺被害防止の寸劇の模様



特殊詐欺被害防止のキャンペーンの模様

※48 架空請求・・・架空の有料サイト利用料金債権回収や裁判の取り下げを口実に、ダイレクトメールや電子メールを送付する などして、お金をだまし取ろうとするものなどをいいます。

※49 悪質商法・・・虚偽説明、脅迫、販売目的隠匿などの方法で、高額・粗悪な商品やサービスを購入させるものをいいます。

② 安全安心まちづくりキャンペーンの実施

毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動^{※50} 期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。

(県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課)

③ 地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施

交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。

(県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課)

(2) 情報共有の促進

① 情報共有の機会の拡充

防犯活動団体等との会のほか、各職域団体等とのネットワークの構築により、防犯活動に関する情報共有の機会を拡充し、防犯活動に関する情報共有を幅広く行います。 (生活安全企画課)

② 防犯活動団体の活動内容等の公表

防犯活動団体の活動状況を適宜把握したうえで、活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体から情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。

(県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)



安全安心まちづくりひろばの模様

※50 全国地域安全運動・・・毎年10月11日から20日までの10日間、防犯協会や地域安全の関係機関・団体及び警察が一層緊密に連携を図り、地域安全活動の効果を最大限に上げるとともに一層の浸透と定着を図り、安心して暮らせる地域社会を実現することを目的に、全国で実施される地域安全活動をいいます。

(3) 防犯活動団体に対する支援

① 防犯活動団体の設立の支援

防犯活動団体の設立を促進するため、設立時に出前講座や講師の派遣、資料提供などを行うことにより、防犯活動のノウハウや犯罪に関する情報などを提供するとともに、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。

(生活安全企画課)

② 防犯活動団体の活動への支援

防犯活動要領の指導や講習、防犯活動に必要となる物品の支援、犯罪発生情報等の 提供等を行い、防犯活動団体の設立と活動を支援します。

(生活安全企画課)

(4) 防犯活動を担うリーダーの育成

地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。

(学校安全対策課、生活安全企画課)

(5) 事業者による活動の促進

事業者に対し、地域における安全安心に貢献するための防犯活動への参加・促進を働きかけます。

(生活安全企画課)



防犯活動団体によるパトロール



事業者による通学路の見守り活動

(6) 高齢者による活動の促進

① 老人クラブへの加入促進

元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動^{※51} や子どもの見守り活動に積極的に参加できるよう、老人クラブへの加入を促進します。

(高齢者福祉課)

② 老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実

老人クラブなどに対して、防犯ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実 させます。

(生活安全企画課)

(7) 幅広い世代の防犯活動への参画の促進

高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。

また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が 行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参 画を促進します。

(県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

※51 友愛訪問活動・・・孤立しがちな一人暮らしの高齢者などを、地域のボランティアによる安否確認や話し相手、身の回りの世話などにより暖かく見守り、高齢者が社会とのつながりを保ち、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指す活動をいいます。

第2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める(重点目標2)

1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

(1) 広報・啓発の充実

犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマーク及び標語について、広報紙・ホームページへの掲載等各種の機会を利用した広報により、その普及に努めます。

(県民生活・男女共同参画課)

(2) 全県的な推進体制の強化

県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。

(県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課)

(3) 地域における推進体制づくりに対する支援

地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。

(県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課)



高知県安全安心まちづくり推進会議構成員による見守り活動

(4) 市町村に対する支援

市町村が自らの犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。

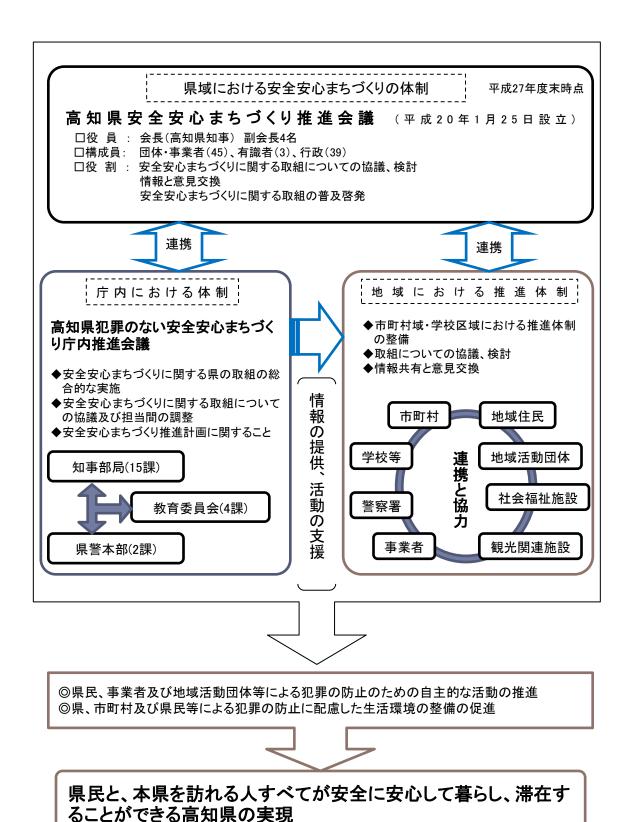
(県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

(5) 暴力団を許さない社会づくりに対する支援

暴力団排除に、県民、事業者、団体及び行政が連携して取り組めるよう、行政、各種業界、地域・職域等が行っている暴力団排除のための活動を支援し、暴力団を許さない社会づくりを推進します。

(組織犯罪対策課)

《安全安心まちづくり推進体制のイメージ》



2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

(1) ネットワークづくり

① 地域における支え合いのネットワークの構築

地域の支え合いのネットワーク強化のため、協定締結事業者、高知県民生委員児童 委員協議会連合会との連携を深めるとともに、地域で活動する事業者や団体に対して、 犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守り活動に参画していただくよう働きかけ ます。

(地域福祉政策課)

② 中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり

過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、 住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落の維持・存 続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。

(中山間地域対策課)

過疎化・高齢化が進む中山間地域等において、住民同士の助け合いや近隣集落、 NPO、住民グループ等の連携による地域福祉活動を推進し、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。

(地域福祉政策課)

③ 重層的なネットワークの構築

社会各分野の各層にある事業者及び地域活動団体に対してネットワークを構築するよう働きかけるとともに、構築されたネットワークによる地域の支え合いの推進を働きかけます。

(生活安全企画課)



協定締結事業者による見守り活動

3 サイバー空間における被害を抑止する取組を促進する

(1) 広報・啓発の充実

あらゆる機会を通じ、パスワード、ID番号等個人情報の盗用による不正アクセス被害、スマートフォン等における新たなサービスを悪用した事案等身近な事例を通じたサイバー空間の脅威への注意喚起、基本的な知識の普及啓発に係る広報を行うなど社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組みを推進します。

(県民生活・男女共同参画課、警務課、生活環境課)

(2) 情報共有の促進

サイバー空間の脅威に対処するためには、各分野・組織の知見を活用した取組が必要であることから産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処経験を全体で蓄積・共有するなどの連携を推進します。

(警務課、生活環境課)

(3) サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成

産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処方法 について、研修会等での教育・訓練、人事交流の実施等により知識技能の向上を図る とともに、県内学校との連携等により情報セキュリティ等の素養がある人材の確保・ 育成を推進します。

(警務課、生活環境課)

第3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する(重点目標3)

1 学校等における児童等の安全を確保する

(1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言

学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者^{※52} に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。

県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。

(私学・大学支援課、障害保健福祉課、児童家庭課、生涯学習課、学校安全対策課、 生活安全企画課)

(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進

① 安全管理のためのマニュアルの策定等の促進

各学校の設置・管理者により策定されている危機管理マニュアルについて、記載内容の定期的な点検、必要に応じた見直しを実施し、実効性のある内容を維持します。

(私学・大学支援課)

学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。

また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業^{※53}の関係施設、放課後子ども総合プラン推進事業^{※54}の関係施設の運営規定などに防災及び防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。

(障害保健福祉課、児童家庭課、幼保支援課、生涯学習課、 学校安全対策課)

② 不審者侵入防止訓練の実施の促進

教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 (私学・大学支援課、障害保健福祉課、児童家庭課、生涯学習課、 学校安全対策課、生活安全企画課)

- ※52 学校等の設置・管理者・・・公立学校にあっては、設置者は地方公共団体、管理者は教育委員会及び校長です。私立学校にあっては、設置者または学校法人などです。
- ※53 児童発達支援事業・・・児童福祉法に基づく児童福祉施設以外で、児童発達支援事業を行う関係施設をいいます。
- ※54 **放課後子ども総合プラン推進事業・・・**放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、次世代を担う子どもたちの健 やかな育ちを支援するための事業をいい、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラ ブ」の2つの事業があります。

(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進

学校と保護者において通学の安全が守られるよう注意喚起を行います。

(私学・大学支援課)

学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、 学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。

(障害保健福祉課、児童家庭課、生涯学習課、

学校安全対策課)

(4) 児童等への安全教育の充実

① 防犯教室等の開催

学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。

(私学・大学支援課、障害保健福祉課、児童家庭課、幼保支援課、 生涯学習課、学校安全対策課、生活安全企画課)

② 安全マップ作成の促進

児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう働きかけます。

(学校安全対策課、生活安全企画課)

(5) 防犯環境整備の促進

学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう働きかけます。

(私学・大学支援課、障害保健福祉課、児童家庭課、生涯学習課、 学校安全対策課)

2 通学路等における児童等の安全を確保する

(1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言

通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、 その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の 周知を図るとともに、必要な助言などを行います。

(幼保支援課、生涯学習課、学校安全対策課、生活安全企画課)

(2) 通学路等における児童等の見守り活動等の促進

① 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携

学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、 通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を 実施します。

(学校安全対策課、生活安全企画課)

② 通学路等における声かけ運動の実施

学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、 通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。

(学校安全対策課、生活安全企画課、少年女性安全対策課)

③ セーフティステーション**55 活動の促進

「こども110番のいえ」^{※56} をはじめとした児童等の緊急避難所(セーフティステーション)が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。

また、「こども110番のいえ」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯 指導を行います。

(生活安全企画課)

(3) 通学路等の環境整備の促進

学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険個所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。

(道路課、公園下水道課、学校安全対策課、生活安全企画課)

※55 セーフティステーション・・・子ども、高齢者、女性などの弱者を保護するための活動で、24時間活動型社会において、深夜時間帯まで営業する深夜スーパーなどの店に地域安全活動への理解と協力を得て、同店を地域社会の安全拠点として運用する活動をいいます。

※56 こども110番のいえ・・・子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子ども緊急避難先として、避難してきた子どもの 保護と警察などへの連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進 していく活動の拠点となるもので、警察署長が指定したものをいいます。

3 子どもの安全を確保する

(1) 広報・啓発の充実

テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体 を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。

(県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課)

(2) 子どもたちを健やかに育てる取組

① 子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための取組の実施 地域社会において、子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための広報啓発 を行います。

(児童家庭課)

② 虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用

虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるように取り組みます。

また、学校支援地域本部の設置及び活動内容の充実に向けPTAとの協力体制づくりを推進します。

(地域福祉政策課、児童家庭課、生涯学習課、人権教育課、小中学校課、 高等学校課、特別支援教育課、少年女性安全対策課)

③ 児童によるいじめを防ぐネットワークづくり

児童間におけるいじめの発生を防ぐため、教育機関とのネットワークづくりや県 民への広報啓発に取り組みます。

(少年女性安全対策課)

④ ルールや法を守る心を育てる取組の実施

子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。

(幼保支援課、少年女性安全対策課)

⑤ 子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施

インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリング^{※57} の普及や情報に関するモラルの教育を行います。

(人権教育課、小中学校課、高等学校課)

※57 フィルタリング・・・インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除などする機能のことをいいます。

スマートフォンなどの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、フィルタリングの普及やインターネット安全利用の啓発を行います。

(少年女性安全対策課)

⑥ 犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施

子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、 誘拐被害防止教室などの取組を行います。

(学校安全対策課、少年女性安全対策課)

⑦ 親の子育て力を高めるための支援

子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。

(児童家庭課、幼保支援課、少年女性安全対策課)

⑧ 子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進

学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するとともに、放課後等の子どもたちの安全安心な居場所づくりや学びの場の充実を図ります。

(生涯学習課)

⑨ 高知県学校・警察連絡制度^{※58} の適正な運用による学校と警察、保護者、地域が連携した子どもへの支援

高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者、地域との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。

(人権教育課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、少年女性安全対策課)

※58 高知果学校・警察連絡制度・・・・児童生徒の問題行動等に対し、教育委員会・学校、警察が問題の所在を相互に理解して連携を図り、子どもの健全育成に役立てるための制度。

4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

(1) 広報・啓発の充実

DV等の暴力を許さない気運を高めると同時に、DV被害者の早期発見・早期対応 につながるよう啓発や相談窓口の周知を図ります。

また、将来のDV加害者や被害者を生みださないための予防教育を充実します。

(県民生活・男女共同参画課)

地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高める ための広報啓発を行います。

(高齢者福祉課)

(2) 高齢者の見守り活動の推進

① 地域活動団体等と連携した見守り活動の実施

高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や 啓発を行います。

(県民生活・男女共同参画課)

地域活動団体等と連携して、高齢者が特殊詐欺等の犯罪の被害にあわないための防 犯教室等を開催します。

(生活安全企画課)

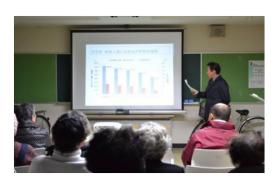
特殊詐欺等の被害防止活動を推進するため、関係機関との合同による個別訪問や高齢者の多数集まる会合等で講習会等を開催するなど、情報の提供や啓発活動を行います。

(地域課)

② 地域包括支援センターを中心とする見守り活動への支援

地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなどのネットワークが行う高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。

(高齢者福祉課)



高齢者の防犯教室の模様

(3) 障害者の見守り活動の推進

① 市町村や事業者等の行う見守り活動の促進

障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。

(障害保健福祉課)

市町村や事業者等による障害者施設等における不審者対応訓練等の防犯訓練への支援を行います。

(生活安全企画課)

② 情報の提供

地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。

(障害保健福祉課、県民生活・男女共同参画課)

(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組

① 防犯教室等の実施

女性がちかんや暴行などから身を守るための防犯教室等を要望に応じて実施します。

(生活安全企画課)

② 地域ぐるみの防犯活動の実施

事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんやのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。

(地域課)

③ DVの防止及び被害者の保護

「高知県DV被害者支援計画^{※59}」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。

(県民生活・男女共同参画課、少年女性安全対策課)

※59 高知県DV被害者支援計画・・・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に規定されている、 配偶者からの暴力とその被害者の保護に関する取組を総合的、体系的に実施するための県 の計画をいいます。

5 観光旅行者等の安全を確保する

(1) 安全情報の提供

① 観光旅行者等に対する安全情報の提供

観光旅行者等の安全を確保するため、観光事業者が自主的な防犯対策を行うことができるよう、また観光旅行者等が危険を回避することができるよう、犯罪の発生情報等を提供します。

(生活安全企画課)

② 外国人観光客に対する安全情報の提供

日本語を解さない外国人観光旅行者等とのコミュニケーションの円滑化を図り、外 国人観光客に対する安全情報の提供により安全の確保を推進します。

(警務課)

(2) 従業員等に対する防犯教育の促進

観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。

(観光政策課)

第4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する(重点目標4)

1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知

防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に 配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。

> (道路課、都市計画課、公園下水道課、経営支援課、 県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

(2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備

県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。

(道路課、都市計画課、公園下水道課)

(3) 防犯カメラの設置の促進

道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共の場所における犯罪防止のため、市町村、事業者等が設置する防犯カメラに対する補助事業を展開し、防犯カメラの設置を促進します。

(生活安全企画課)

2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知

防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、 設備等に関する指針」の周知を図ります。

(住宅課、建築指導課、県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

(2) 住宅の安全に関する情報の提供

① 住宅の防犯対策についての情報の提供

既存住宅を含めた住宅性能表示 *60 の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。

(住宅課、生活安全企画課)

② 防犯機器の情報の提供

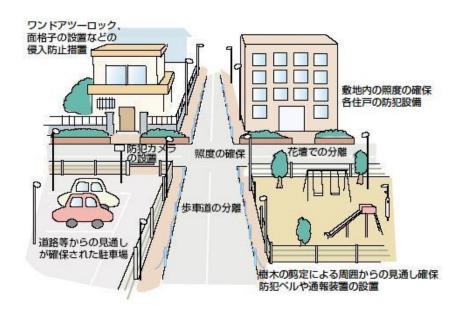
住宅用の防犯ガラス、防犯カメラ等の防犯機器に関する情報提供を行い、犯罪防止 に配慮した住宅の普及を図ります。

(生活安全企画課)

(3) 公営住宅の防犯指針に基づく整備

県営住宅について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努めるとともに、市町村営住宅についても、同様の整備に努めるよう、市町村に対して情報の提供と指導を行います。

(住宅課)



※60 住宅性能表示・・・平成11年6月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するために創設された、住宅の性能を分かりやすく表示する制度をいいます。

3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

(1) 金融機関に対する啓発

金融機関に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓発します。

(生活安全企画課)

(2) 深夜小売店舗に対する啓発

コンビニエンスストアなどの深夜小売店舗に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備 等の整備について啓発します。

(生活安全企画課)

第5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する (重点目標5)

1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映

大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、 市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を 盛り込むよう働きかけます。

(南海トラフ地震対策課、生活安全企画課)

(2) 地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発

市町村との連携を深め、各市町村の地域防災計画に盛り込まれている「防災の視点」を反映した取組が効果的に実施されるよう「防犯の視点」の重要性について広報・啓発を行います。

(県民生活・男女共同参画課)

(3) 発生前の備え及び発生後の対応への支援

市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。

また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブル等^{**61} に関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。

(県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

※61 生活上のトラブル等・・・治安やライフライン、健康などにかかわるデマ情報、避難所等における被災者間のもめ事、子ども の通園や通学、子育てなどに関する不安からくるトラブルなどをいいます。

2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

(1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援

防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。

(南海トラフ地震対策課、県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

(2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ

自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、 市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある 有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供し ます。

また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、 日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。

(南海トラフ地震対策課、県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)